

平成 19 年度 第 5 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 20 年 2 月 13 日（水） 9 時 30 分～12 時 00 分

場 所：環境省第一会議室

出席委員：指宿委員、岡山委員、奥委員、乙間委員、河野委員、斉藤委員、酒井委員、
辰巳委員、原委員、原田委員、平尾委員、山本委員（座長）

（五十音順、敬称略）

1. 製紙メーカーに対する再調査の実施について

- ・ 新潟日報（2 月 6 日）に古紙 100%は続けることを決めたとあったが。
 - ⇒ 通信社の完全な勘違いである。2 月 5 日に 20 年度の基本方針を閣議決定したが、全体を閣議決定したので紙の部分は凍結されている従来のものがそのまま入った。新しく決めたものではない。（環境省）
- ・ 抗議等申し入れはしたのか？
 - ⇒ 質問してきた社には、説明している。（環境省）

2. 環境物品の調達に関する当面の措置について

- ・ 調査されているのは 18 社、声明を出している 7 社とはどういう関係か。
 - ⇒ この基金に入るか、独自の取り組みをするかを製紙連合会から各社に聞いているところで、この他に独自の取り組みも出てくるということだそうだ。（環境省）
- ・ 日経新聞では 10 社となっていた。
- ・ 10 億円の算定根拠は何か。環境に負荷をかけたものを、この 10 億円で弁償されるとするのは納得できない。説明はあったのか。
- ・ その問題はまたあとで、参考資料 1 のところで議論したい。
 - ⇒ 製紙連合会にも聞いたが、さしあたり納入業者に迷惑をかけたのでということ。それ以外についてのコメントはない。当面の措置については緊急事態なので、宣言があれば実施は納入後でもよい、あとで報告して欲しい、としている。（環境省）
- ・ 「納入業者に意思がつながっている場合」とはどういうことか。
 - ⇒ 2 ページにある通知に対応したものであることをメーカーから納入業者に、そして納入業者から各省へ伝える、そこで各省が必要な確認をして納入を再開する、ということだ。（環境省）
- ・ 今後の方針②のただし書きの部分は、筋が違うと思う。過去にうそをついたことに対して補償をさせるのはわかるが、これから新しくやる契約に補償措置を求めるのはどうか。「ないとき」とは誰が判断するのか、各省庁がそう考えればいいのか。「可能

な限り」は 100%と比べて 70%分とか 30%分とかを、代償措置で求めているのか。グリーン購入には何百という品目がある。もしこのような考え方をするなら、全部の品目についてとらないと一貫しない。しかしもしそうならグリーン購入の考え方と逆。生産者にも調達する省庁にも生産や買うことを義務付けることになる。できる限り調達するというのはいいが、その差を代償として求めるのは、おかしい。

- ただし書きは削除したほうがよい？
- そうだ。本来の考え方に早く戻るべきだ。R100 なら 100 という基準を早く出せばよい、そのほうがリサイクル製品の普及に早くつながる。
- 一つの重要な意見だ。
- 今の発言は大原則にかかわる。省庁が日々調達しなければならないのはわかるが、やむを得ない、との表現が羅列されすぎである。原則に抵触する部分は慎重に考えたほうがよい。
- ただし書きはあってもよいと思う。本来 4 月にスタートするはずだったが、紙については 4 月 1 日からの方針を決められず、ずれこんだので第 2 四半期にならざるを得ない。紙はとにかく調達を進めざるを得ないということで、はざまの中で担当者は大変だが、そのときの手当てとして、このようなただし書きは、異例だがあってもよいと思う。
- 順序としては、2 月中に案をまとめ、パブリックコメント、3 月末に新しいガイドラインを決めて、4 月 1 日から実施するという順序か。
 - ⇒ 閣議決定をして正式な基準とするところまでは、まだいられないので、第 1 四半期は暫定措置ということで、在庫をどうするか、新しい契約にどう対応するかを、資料にまとめた。第 2 四半期ぐらいから新しい基準がつくれれば、それで対応したいが、20 日締切りの回答がどうなるかにもよる。やはり信頼できるデータが出てこないということになると、また議論ができず、暫定措置を続けることにならざるを得ない。（環境省）
- メーカーと納入業者は、新しい基準をみて生産を考えるのだろう。新しい基準に対応して生産が軌道にのるには数か月かかるのではないか。
- 暫定措置について業界が言うのならともかく、役所側から言うのはおかしい。
- 現状の在庫などのデータはあるのか。次の四半期まで在庫が残るのか、新しく生産するのか。新しく生産するのならこの措置はおかしい。
- R100 が基準になるべき。早くそれを示して、製品がなければならないでよい。市場を開放することが大事で、市場が大きければ企業は儲けようと入ってくる。原則を早く示すべきだ。
 - ⇒ 基準は 100 だが、納入できないわけは、製品が技術的に出来ないからではなくて、表示との乖離があったということだ。問題だと思うのは、メーカーが、できないからもうやめた、と社会的責任を負うことからの離脱宣言をして、一部メーカー

しか 100%が納入できないという状況にあることだ。すると基準が 100 であるのに、仕方ないから現実に合わせてということになれば、政府の姿勢として国民に支持されない。（環境省）

- ・ 「存在しないことが明らか」の部分、間伐材や森林認証の話が出ているが、PPC 用紙や印刷用紙は広葉樹、間伐材は針葉樹。森林認証も日本では針葉樹がほとんどであり、すぐには作り得ない。したがって暫定とは、古紙配合率の高いものになる。製品ごとに古紙配合率を示させ、高いものから調達するのが現実的だ。
- ・ 現実的な意見だ。
- ・ 現実的で、グリーン購入法の本質も残る。ただし書きは外す。グリーン購入法の本質にのっとり、配合率の高いものからとる。
- ・ 最後の一段落はいらない。今後の契約には偽装がないし、過去の偽装の製品もラベルを貼るなどして表示をきちんとしたうえでの契約なら、ペナルティを科す理由はない。購入者は原則を早く示すことが大切だ。
- ・ 3 ページの①は結構。②については、配合率を表示させて、配合率の高いほうから調達するとして但し書きは削除してもいいか？
 - ⇒ 配合率表示は、②の前段にも書いてある。現在の調達基準は古紙 100%。我々の心配は、無原則に現状に合わせているのではないかという事態になると、政府として支持が得られるかということだ。現在の基準を変えるなどの NGO の声もかなりあり、よく考えないといけない。新しい基準もすぐにはたてられない。現在は 100%はできないからとなしきずし的に基準で決めていた事柄が実現できなくなっている。（環境省）
- ・ 配合率の高いものからとは確かに書いてある。
- ・ 業界からこうしたいと言っているならともかく、これではやるべきことと違っている。原則をはっきりすればよいので②はいらない。原則だけでは現場が混乱するので、調達努力をどう評価するか、の特例措置として考えるべき。どう供給できるかをメーカーに提案させ、我々はその妥当性を議論する。こちらから提案すると「ここまででいいんだよ」となりかねないので②は削るべきだ。
- ・ それができればハッピーだが、できないから困る。
- ・ 他の業界はがんばっている。毅然とした態度をとるべきだ。
- ・ 課長は毅然とすべきだとして、ただし書きを入れたと説明されている。
- ・ いずれの意見ももつともだ。法的責任を問うなら他のやりようもあるが、ここではことを荒立てずグリーン購入法の本質にのっとり、判断基準にできるだけ近いものを調達していこうということだろう。現状に合わせて基準を見直すのはおかしい。河野委員の意見に賛成。100%という基準はずっと出してきたので変えようがない。メーカーに努力をお願いし、難しいならできるだけ高い配合率を調達していくことが基本だろう。それで許されているのかということでの制裁措置は、政策的判断なのであっても

よいと思う。ただし書きは入っていてもよい。

- ・ 3 ページ①「オフセットについては～最終的に負うこととなるが～」という文章の意味は？ 拠出金がどこに入り、どう活用するのか。納入業者か。
- ・ 3 ページの上のところ 2 つの文に分けた方がはっきりする。
 - ⇒ お金の管理はどちらがやってもよい。ここでの記載内容は、契約者とのコミュニケーションは納入業者にしかできない。契約者の意見をメーカーに伝え、拠出金の活用についても考える必要があるということだ。（環境省）
- ・ ではそうわかるように書いて欲しい。
- ・ ペナルティという表現があったが、前回の議論はそうではなかった。緊急対応ということだった。認識が違う。確認したい。
- ・ 「可能な限り」がすごくひっかかる。下限を設けるのは無理か。せめて 50% 以上、70% 以上と決めるのは無理か。グリーン購入法はトップランナー製品を目指してもらいたいなので 降りる事業者があっても仕方ない。

<参考資料 4 説明>

- ・ 要はグリーン購入法にのっとって、なるべく古紙パルプ配合率の高いものを新契約でも目指すということは間違いないので、議論をまとめたい。
- ・ 第 1 四半期以降は、元に戻るのか？ それなら第 1 四半期になぜできないのか。第 2 四半期はどうするのか。
 - ⇒ 第 1 四半期は同じとの考えなので、ただし書きがないとバランスがとれない。第 2 四半期以降については、データを揃えて議論したい。そのことは製紙メーカーにも求めている。（環境省）
- ・ では第 2 四半期も、同じようになる可能性があるということか。
 - ⇒ メーカー次第だ。（環境省）
- ・ では、他の製品も全部オフセットを求めるべきだ。そうするとグリーン購入法の考え方が全く変わることになるから、そこは決断だと申し上げている。
 - ⇒ いいえ、紙は信頼できるデータがないという点で、他の製品と一緒に論じることはいできない。ペナルティではなく、メーカーからきちんとしたデータを出してもらい、そのうえで基準の議論をしたい。（環境省）
- ・ 第 2 四半期から対応するとしているのは、大手製紙メーカーで 5 月を目途に対応すると言っているところがあるから多分回復してくるだろうという見込み第 2 四半期からきちんとやりたい。ただし、課長が心配しているのは、ずるずると遅れる可能性がある点だ。（環境省）
- ・ 新しい基準については次回以降の議論とし、暫定で考えたい。
- ・ 議論で抜けているのは、今のシステムをそのまま適用しながら調達出来ない困難な状態の中で調達側の調達努力をどう評価するのか、ということだ。次回でもいいから議論すべきだ。

- ・ 資料 2 は、提案どおりに決めたい。次回、長年の偽装が明らかにされたら、第 2 四半期以降、それから新しい基準について議論したい。

3. 過去の表示の乖離に対する整理について

4. 今後のグリーン購入の推進に当たっての考え方

- ・ 参考資料は、3・2・1 の順で説明して欲しい

<参考資料 3 説明>

- ・ 紙の LCA は、ヨーロッパの特殊性もあるにはあるが、日本は製造工程だけを見る、製造工程だけ見ると古紙は具合悪いというデータが多い。日本のメーカーは外材のチップを 7 割使っている。LCA はもっと全体をみななければいけないと思っている。
- ・ 廃棄物をどうするかという判断については非常にクリアになっており、どの国でも埋立や焼却よりリサイクルがよいという結果が得られる。一方、プロセスは、黒液利用の方法や古紙再生に使用するエネルギーの種類などで、かなり結果も変化してくる。日本でも全体で LCA をもう一度ちゃんとやってみる必要がある。
- ・ 日本の紙リサイクル研究を整理し、何が問題なのか明らかにする必要がある。日本のメディアは CO₂ だけで議論しているが、廃棄物処分場、森林などさまざまな問題をトータルに見て、日本にとってどのような紙がいいのかを考える。平尾先生、岡山先生、次回までに資料を出して欲しい。事務局に出して欲しい。LCA のインパクト分析をどのようにやるかで結果は異なってくる。

<参考資料 1 説明>

- ・ 本来製紙メーカーが出すべきものだが、リアクションがないので、整理のために作成したもので、これでやっていこうというものではない。（環境省）
- ・ これは政府調達のみだけか？
 - ⇒ 違う。偽装した全部だ。（環境省）
- ・ 政府の調達総額はどのくらいか。
 - ⇒ 今言った金額の 10 分の 1 ぐらい。コピー用紙は年間 100 数十億円なので、6～7 年で 7～800 億円だろう。（環境省）
- ・ 大変クリアになってきた。経済産業省ではどのようにこの問題をお考えか？
 - ⇒ 環境省と同じく 20 日を目途に過去何時頃からこのような問題があったのか、コンプライアンスの問題が重要だがどう考えるか、各社あるいは製紙連合会に検討してもらい、今後十分指導していく。
- ・ 今日一番議論すべきなのは、これまでの経緯をどうみるか、今後どうしていくかだ。グリーン購入の執行体制そのものの、システムについても議論いただきたい。次回もあるので、今日は言いっぱなしでよい。
- ・ 当初からグリーン購入にかかわってきたので、今回のことは重く受け止めている。最

初は信じがたいと思ったが、すぐにあり得ることだと思った。というのはここ数年、どの品目も調達率 100%なので、無理やゆがみがあると感じた。原因究明と再発防止を徹底的にして欲しい。消費者運動を長年やっている立場からみて、個々の企業の不祥事より業界の不祥事が問題だ、保険の不払い問題に匹敵する。参考資料 3 にあるように大丈夫かと櫻井先生も言われていたが、この検討会が信用をおいているのは作業部会で業界も入っている、そこでもパブコメでも意見を言えるのに言わなかったのはなぜか。原因究明で示して欲しい。要望の 2 つめは、コンプライアンス以前の問題として、これほど大掛かりであれば、経営陣が把握していたはずなので、何時把握していたのかを明らかにして欲しい。社員全体ではなく、経営陣の責任だ。今後のグリーン購入法について、当初がちがちの法律体制を求めているのではない。契約や表示を、別の法律をもってくれば、きちんとできるのではないか。グリーン購入法だけで手当てをするのと、他の法律をグリーン購入法にもってくるのと 2 つの方法をあわせて考えて欲しい。

- ・ 私も当初からかわり、座長もつとめてきた。平成 10 年の個別製品リストに古紙配合率 100%のコピー用紙が 17、印刷用紙が 34 あるとなっているのに、平成 12 年に製紙連合会の要望で古紙 70%以上にして欲しいとあり、明らかに矛盾。当時奇異には感じたが、日本の企業の環境技術は素晴らしい、と工学部出身なので素直に信じた。検討会で書面で基準を決め、作業部会でも議論している。パブコメも入れた。手続き的には公平、公正、民主的だ。長年にわたる偽装は、はじめの段階からではないかという気がする。平成 10 年 6 月のリストは本当だったのか。どうやったらグリーン調達がちゃんと執行されていることを確認できるのか。環境情報の信頼性をどう担保するのか。違反した場合の罰則をどうするか。乙間先生の発言にあった通り、違反したら 3 年ぐらいグリーン調達の対象からはずすなどがいいか。環境情報の信頼性の担保は大きな問題、相互信頼に基づき自動的に動いていくのが望ましいが。
- ・ 環境品質情報の信頼性の担保は一つ大きな問題である。エコリーフでラベルに第三者評価を入れるというのをやっている。企業で紙製品などについていちいち入れるのは難しい。今ある品質マネジメント、環境マネジメントなどのシステムと製品品質の担保をうまく組み合わせられないか。法律をたくさん作って規制するのは好まない自主管理をきちんと促進していく方向で検討する必要がある。LCA について山本座長が日本の現状を見ていくと言われたのは大賛成だ。LCA の基礎データを揃えるのは業界が協力してくれないとできないことで、ここでも相互信頼が必要だ。工場で紙をつくる技術も我々は全部は知らない。頭から悪いことをしたぞではなく、信頼性をどうつけていくのかを大切にしていける必要がある。
- ・ タイプⅢラベルもエコリーフも第三者認証だが、現場立ち入り調査はしていたのか。
- ・ していない。
- ・ エコマーク、タイプⅠのラベルはどうか。

- ・書類審査が基本で、認証前には行なっていない。ただマークの不正使用のおそれがある時は現場監査を行なって是正する。
- ・実行したことはあるのか。
- ・実行したことはある。それでラベルの貼り替えや、不正な儲けを精算金を払って返してもらおうということもやっている。製紙工場も立ち入り検査しており、各工場の配合表が日報でついているのを調査したり、サンプリング分析もしている。だが事前にできないのが悩み。中国、韓国は必ず事前に監査している。中国の認証機関 CC は、スタッフ 100 人の他に外部専門家が 100 人ぐらいとたくさんいるが、我々の人数はその 5 分の 1 ぐらいなので、高いコストではなく信頼で回している。書類だけでなく、原料証明を出してもらっている。ただ古紙は古紙問屋がたくさんあって、全部の証明をつけるのは大変なため、工場の社長の証明だけで OK としてきたが、そのウイークポイントが出てしまった。提案として、韓国グリーン購入法は韓国の環境マークがつけた製品だけを政府調達の対象にしており、環境マークの機関は独立行政法人がやっている。日本は環境ラベルといっても民間。契約、罰則もない。担保が契約制度になっていて弱い。この点、今後の参考になるのではないか。
- ・原先生、福田総理の消費者行政の委員会に抜擢された。
- ・首相は、委員会で古紙偽装のことに触れられていたので、この問題は念頭にある。事業者の信頼が揺らいでいることを危惧されている。そのために制度設計を洗いなおしてみるとということ。エコリーフ、エコマークの話を聞いて感じたのは、罰則強化もあるが、調査に入れる権限、資料提出を求める権限も重要なので、検討して欲しい。
- ・環境品質を調べて担保する検査機関が必要なのではないか。
- ・第三者機関の問題は、明日、国民生活審議会で検討する。
- ・紙は子供まで含めて環境問題を考える入門。よい製品ができていると思っていた。自分の所属団体も、環境情報を活用して選ぼうと活動してきた。コンプライアンスという言葉でごまかされているが、それを超えた社会的責任ということだ。責任をどう考えるか、製紙企業はどう考えるか。一方、グリーン調達の現場の人は、グリーン調達をしているという意識があったか。製紙メーカーは、消費者がよい品質を求めるから古紙配合率を下げざるを得ないと言いたいようだが、ドイツと日本では古紙 100% の紙の品質がずいぶん違う。グリーン調達をする立場の人間は、100% ならそんなにいいものは作れないという意識をもたなくてはいけない。今後、降りる業者がいるとの発言はひっかかる。まだまだ技術開発はできると考えたい。製造ラインの監視体制は重要。紙工場で ISO9001 をとっているところは少ないと聞く。新しい JIS も第三者認証機関が製造のマネジメント全体を管理するという格好で工場を認証することになったので、活用できるのではないか。
- ・JIS は強制力があるのか、立ち入り検査とか。
- ・認証を与えるときに認証機関が立ち入る。オフセットという単語、ペナルティという

意味ではまったくないが、今回事業者に対して出しているのはペナルティみたいだ。

- ペナルティはあり得ない。何千、何万の人の期待を裏切ったペナルティは天文学的になる、という意味であり得ない。
- 10 億円について、これで免罪符という議論に受け取れる。委員会として共通認識が必要ではないか。
- グリーン購入法は市場メカニズムを活かしたよい制度だ。事前のチェックは大変大きなコストがかかるのでよくないと思う。健康と安全に関わる部分以外は、相互信頼をベースにし、事後のペナルティで対応する。どうしてもチェックが必要なら一年は暫定的にやってみて、相互信頼を取り戻すなど。
- 全体的にみて、製紙メーカーの表示がかなり甘かった。食品ならいろいろな情報が表示されている。古紙配合率もただ 100%という表示だけだが、基準に関わる項目はパーセント表示で出させる。環境省やエコマーク事務局等の基準を設けているところに対しては、製紙メーカーから紙の処方箋を全部出させる。これがかなり抑止力になる。何かあったら立ち入り検査などをするシステムも設ける。評価する部門をバックアップとしてもち、何かあったら試験結果をどこかの公的機関でやったものを出させるなどのシステムを盛り込んでおく。
- 平成 11 年で 100%製品が 17 あるというのは、技術力の観点からはどうか。
- 難しいが、私の感じでは、100%の製品がたくさんあったとは思にくい。今回表ざたになっても驚かなかった。90 年代後半に大手製紙メーカーは古紙配合率を分析できるかどうかかなり研究していた。「できない」というのが結論だったらしい、それで安心したという感じがある。
- 立法趣旨からして、規制的手法はおかしい。罰則や立ち入り権限をどこかに与えることを想定した法律ではない、一定の義務を負っているのは国等だ。あくまでも市場メカニズムを活用して環境物品の市場拡大・普及を図っていかうとするもので、それをいじるのはおかしい。省エネ法の対象となっている製品については、トップランナー方式で、不十分な取組みについては勧告命令といったような行政処分があるからそれと連動させることが可能かもしれないが、それ以外の物品について、法律をすぐにいじって規制的な内容を設けることには賛成できない。それより、これは私経済的な活動だ。契約情報の中にトレーサビリティの担保や、紙の処方箋を出してもらうことなどを、事細かに盛り込むということを、環境政策手法として充実させることに努力すべき。
- LCA の宿題は是非考えたい。メーカーが品質ということをよく言っているが、これが難しくよくわからない。消費者の品質要求を満たせないからとメーカー側は言っているようだが、作れないのは技術がないというプロセスの問題なのか、よい品質の古紙がなかなか入手できないという原料の問題なのか。そこがクリアではないので、LCA をやっても有意な結果が出ない。逆に言えば、よい古紙があれば 100%ができるのか。

LCA フォーラムで自主的に話してもらい皆で議論していく仕組みなどもうまく活用していきたい。メーカーは、どうせシロウトにはわからない、ではなく、情報開示を積極的にやって欲しい。

- ・ 作業部会で基準を作るときもっと関係者を入れるべきだった。もし岡山先生が入っていれば、こんなことにはならなかった。先生はパブコメは知っていましたか
- ・ 昔のことはあまり。
- ・ パブコメのとき、専門家からコメントしてもらえれば、我々もハタと気づく・・・。
- ・ 見方を変えれば、環境配慮製品は偽装するだけの価値があるとみられるようになった、また偽装してもいつかは真実が明らかにされる、そのような問題意識を持った人たちも広がっているということだ。今回の紙の問題では、メーカーは世の中の信頼を裏切った、それでかなり大きな損失を被ったかもしれない。それをおさえたうえで我々が何をしなければならないかを考えるべきだ。一つは毅然とした態度をとる。もう一つは、信頼してやってきた人たちの動きをどう守るかだ。そのような措置をとるか。それから紙の中でもいろいろ発言したい人がいると思う。今後のリサイクルや環境負荷低減のための提案や努力をどうとりあげていくかを考え、現状に合わせた見直しではなく、よりよいシステムづくりをしていくべきだ。議論がどうも後ろ向きだ。
 - ⇒ 原田先生からもあったように、紙の中に意見を言いたい人もいる、製紙メーカーの意見も聞きたいということもあるが、次回に向けて山本先生と相談するということでよいか。（環境省）

以上